

境港市指定管理者制度 活用ガイドライン

2005年8月

【2024年8月改訂】

境港市

目 次

I	はじめに	1
II	指定管理者制度の概要	
1.	指定管理者制度の目的	1
2.	指定管理者制度の概要	1
3.	公の施設とは	2
	【参考】指定管理者制度の関係法令	3
III	境港市の定義及び活用方針	
1.	指定管理者制度導入の検討	4
2.	境港市における公の施設とは	4
3.	分類の方針と方向性	5
IV	指定管理者制度運用の方針	
1.	設置管理条例での規定の整備について	6
2.	公募の手続きについて	7
3.	選定について	11
4.	指定管理者の指定の議決について	12
5.	協定の締結について	12
6.	その他留意事項について	14
V	参考資料	
○	境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例	15
○	境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 施行規則	19
○	指定管理者決定スケジュール例（公募）	28
○	// （非公募）	29

I はじめに

平成15年9月に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が一部改正になり、公の施設の管理運営について、従前の「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体は、直営による管理運営（部分的な業務委託を含む。）か、指定管理者制度のいずれかを選択することとなった。

指定管理者制度の創設により、「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことを目的に、公共団体等に限られていた公の施設の管理運営を、民間事業者等を含めた法人その他の団体に行わせることが可能となった。

本市では、平成17年3月に「境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、平成18年4月から指定管理者制度を実施している。

本ガイドラインは、指定管理者制度の実施にあたり、運用全般にわたる課題や共通する手続等を整理することにより、制度運用の基礎とするものである。

II 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度の目的

公の施設の指定管理者制度は、多様化するニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とする

2. 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営を、株式会社など民間事業者等を含め、地方公共団体が指定する法人その他の団体に委ねようとする制度である。

指定管理者制度と従来の管理委託制度との違いについては、下表のとおり。

項目	指定管理者制度	管理委託制度
管理運営主体	・ 民間事業者、NPOを含む幅広い団体（個人は除く） ・ 議会の議決を経て指定	・ 出資法人（1/2以上出資等）、公共団体、公共的団体（自治会等） ・ 管理運営主体を条例で規定
法的性質	・ 指定（行政処分）	・ 委託（契約）
指定・委託の手続	・ 議会の議決は不要 ・ 管理委託契約を締結	
管理期間	・ 期間を定めて指定管理者の指定	・ 管理期間についての定めはない（契約条項の規定により自動更新が可能）
管理権限	・ 指定管理者（※地方公共団体が条例で定める業務に限る。）	・ 地方公共団体の長

3. 公の施設とは

一般的に「公の施設」とは、法第244条第1項でいう「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供する施設」として設置し、当該自治体により施設の設置管理条例に基づいて設置された施設であり、市民は原則として誰でも利用することができる施設で、次の要件を満たすものをいう。

なお、指定管理者制度の適用は「公の施設」に限定されるため、「公の施設」に該当しないものについては制度の導入対象とならない。

【公の施設の要件】

要 件		補 足
①設置主体	自治体が設けるものであること	自治体が所有権をもっていなくても、賃借権、使用賃借等で公の施設を住民に利用させることができればよい。
②目的	住民の福祉を増進	住民の利用そのものが福祉の増進になる施設が公の施設である。財政上の必要で設けられる競輪場等は公の施設ではない。
	住民利用	機能が住民の利用を予定しない施設（庁舎、試験場、給食センター等）は公の施設ではない。
③利用主体	その自治体の住民	その自治体に住所を有する者を主たる利用対象者とししないものは公の施設ではない。
④外形	施設であること	公の施設とは物的施設を中心とする概念である。

【参 考】

◎指定管理者制度の関係法令

【指定管理者制度の概要】

<p>①管理委託先【法第244条の2第3項】</p> <ul style="list-style-type: none">・法人その他の団体（ただし、個人は対象外）・なお指定管理者による公の施設の管理は、「請負」には該当しないとされ、兼業禁止の規定が適用されないことから、首長や議員本人、又はその親族が経営する事業者も指定管理者になることも可能
<p>②対象施設【法第244条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none">・住民福祉の増進を目的として自治体が設けた「公の施設」・なお、河川法や道路法などの個別法によって管理主体が限定されている施設についても制度の導入が一部可能
<p>③自治体の任務【法第244条の2第4項】…下記に関する条例の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者の手続き（申請、選定、事業計画の提出など）・管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件、個人情報保護の方針）・業務の範囲（施設・整備の維持管理、個別の使用許可）
<p>④指定の方法【法第244条の2第5項、第6項】</p> <ul style="list-style-type: none">・③の条例に従い、個々の指定管理者を、議会の議決を経て期間を定め指定・なお、指定管理者を公募した上で、複数の申請者から選定されることが望ましいが、公募は法律上の定めではない。また、議決はあくまで議会の賛否を問うものであり、議会で具体的な指定管理者を選定することは不可
<p>⑤利用料金制【法第244条の2第8項、第9項】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設利用に係る料金を指定管理者が定め、収入として収受することが可能
<p>⑥事業報告書の提出【法第244条の2第7項】</p> <ul style="list-style-type: none">・指定管理者に指定された団体は毎年度終了後、下記について記載された事業報告書を自治体に提出（管理状況の自治体による把握）・管理業務の実施状況・利用状況（利用者数、使用拒否などの件数・理由など）・利用料金収入の実績、管理に要したなどの収支の状況
<p>⑦地方公共団体の長による指示、指定管理者の取消し、業務の停止命令【法第244条の2第10項、第11項】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の長が指定管理者に対して指示を与えることが可能・なお、この指示に指定管理者が従わないなど、管理の継続が適当でない場合には、指定管理者を取り消し、または管理業務の全部、一部の停止を命じることが可能
<p>⑧指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て【法第244条の4第2項】</p> <ul style="list-style-type: none">・処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理

出典 総務省通知（平成15年7月17日）より作成

Ⅲ 境港市の定義及び活用方針

Ⅰ. 指定管理者制度導入の検討

(1) 指定管理者制度導入の判断基準

行政責任の確保に配慮しながら、次の判断基準に基づき、各施設管理担当課において指定管理者制度導入の検討を行うこととする。

① 指定管理者 制度へ移行	a) 民間事業者等の能力やノウハウを活用することにより、市民ニーズにあったサービスの充実やコストの縮減が期待できる。 b) 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。あるいは、民間事業者等も行うことができる業務である。 c) 利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。
② 直営継続	a) 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がある。 b) 民間事業者等に当該施設の目的を達成できる能力やノウハウがない。 c) 施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある。 d) 施設や事業の規模が小さいなど、指定管理者制度を導入するメリットがない。

(2) 導入の決定と公表

施設管理担当課の検討結果を踏まえ、市長等は、指定管理者制度導入の適否、指定期間、公募・非公募の別による指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定等、導入の基本方針を決定する。

指定管理者制度の導入を決定した施設については、設置条例の制定・改正を行い、議決後速やかに、参入促進の観点から、導入基本方針等を市報、ホームページ等により市民に周知するものとする。

2. 境港市における公の施設とは

本市において指定管理者制度を導入することができる「公の施設」の定義については、本市が設置し、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供している施設であり、公の施設たる条件である設置管理条例を設定している施設である。

条例にない誰でも自由に使用できる簡易な広場や公衆トイレ等は、行政財産としての管理で十分であり、公の施設とは位置づけられていない。

また、条例の有無に関わらず、市民の利用を想定していない市役所庁舎、給食センターなどは、公の施設ではない。

なお、公の施設ではあるものの、国の通知等により指定管理者が管理できる業務範囲が限定的で、指定管理者制度を活用する効果が少ないと考えられる道路、河川、水路等については必要に応じて除草等の事実行為の委託を行うこととし、個別法によって自治体直営管理に限られる小・中学校と合わせて、リストから除外した。

令和6年4月現在、指定管理者制度を導入している公の施設は、次のとおり。

【導入施設】

施 設 名	
境港市老人福祉センター	境港市体育施設
境港日曜休日応急診療所	①境港市民体育館・境港第2市民体育館
境港市文化施設	②境港市民テニス場中央コート
①境港市文化ホール	③境港市民スポーツ広場
②海とくらしの史料館	④境港市営竜ヶ山球場
境港市民交流センター	⑤境港市営竜ヶ山陸上競技場
水木しげる記念館	境港市民温水プール

3. 分類の方針と方向性

前述の本市が有する公の施設について、施設のもつ特性により指定管理者制度を積極的に活用するか否か等の検討と見極めを行い、その方向性を分類した。

本市が平成18年4月に指定管理者制度を開始した時点では直営とした施設、新たに設置する公の施設についても、施設の設置目的が効果的に達成されるよう、指定管理者制度の積極的な活用を検討していく。

IV 指定管理者制度運用の方針

1. 設置管理条例での規定の整備について

指定管理者制度を適用する施設については、指定管理候補者を公募または選定する前に、下記事項について共通事項としてそれぞれの施設の設置管理条例に規定しなければならない。（法第244条の2第3項、第4項）

- ・指定管理者に施設の管理を行わせる根拠規定
- ・指定管理者が行う管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- ・業務の範囲（施設等の使用許可権限まで含めるかどうかなど、施設・設備の維持管理等の範囲）

新たに指定管理者制度に移行する施設について、指定管理者に行わせる業務の範囲は、次の2(1)を参考に、施設管理担当課で十分検討して案を作成することとする。

《例：境港市文化ホール条例（平成6年境港市条例第12号）》

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、文化ホールに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 文化ホールの施設及び設備の使用許可並びに使用料の徴収に関する業務
- (2) 文化ホール及び構内の施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 芸術文化事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化ホールの運営に関する業務（市長のみの権限に属する事務を除く。）

（指定管理者の管理の期間）

第4条 前条の指定の期間は、5年とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 前項の指定の期間は、市長が特別に必要があると認めるときは、変更することができる。

2. 公募の手続きについて

(1) 募集要項及び募集仕様書の作成

①募集要項及び募集仕様書の作成に当たっては、設置目的に照らして、施設運営により達成すべき目標、運営方針を決定するとともに、現時点での業務を精査した上で、指定管理者の業務とする範囲の検討を行い、次の業務ごとに明示するものとする。

なお、その内容について協定を締結する際に疑義が生じないよう厳密に明示しておくなければならない。

〈明示する業務〉

- ・事業の企画実施に関する業務
- ・運営に関する業務（利用許可、利用料金收受等）
- ・維持管理に関する業務（清掃、保守点検等）
- ・その他業務（目的外使用許可に関する事等）
- ・管理委託費の金額等

②同地内、あるいは近隣に指定管理者移行施設が複数ある場合で、指定管理者による複数施設での管理によって相乗効果、経費節減効果等が上がると推測される場合等は、複数まとめた募集を行うことができる。

また、施設管理担当課が異なる場合でも、同じ効果が図られると推測される場合は、横断的に施設管理担当課同士で協議を行い、複数まとめて募集する方向で調整し、主となる施設管理担当課が事務手続き等を総括して行うものとする。これら複数施設まとめた公募の場合は、その旨を募集要項等に明記しなければならない。

③同種類多数施設については、まとめて募集することができるものとする。

なお、その場合の募集は全市で一括募集し、指定管理者にとって管理の可能性を勘案し、募集要項等に明記する。

(2) 公募の方法

「境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、次に掲げる事項を明示し、原則として公募プロポーザル方式により公募を行うこと。その際は公告を行い、公募について市報及び市ホームページへ掲載するなど、幅広い情報発信を行うこととする。また、必要に応じて、説明会を開催するものとする。

なお、公募期間は原則として1ヶ月以上とし、募集期間中に申請者及び申請予定者等から質問があった場合は、これに対して回答し、必要な場合は文書または市ホームページで申請者全員に質問事項及び回答を知らせるものとする。

〈明示する事項〉

- ・指定管理候補者を公募する施設の概要
- ・指定管理候補者の選定の基準
- ・指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ・現在の施設管理コスト及び施設稼働率

- ・施設の利用に係る料金（利用料金）に関する事項
- ・指定管理者として指定する期間
- ・申請の受付期間
- ・指定管理者になろうとする団体の施設の管理に係る指定期間の年度ごとの収支予算を説明する書類の提出及び事業計画書様式
- ・指定管理者になろうとする団体の経営状況等を説明する書類の提出
- ・指定管理者と協定を行う事項
- ・その他必要と認める書類及び事項

①指定期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行わなければならない（法第244条の2第5項）。指定期間は施設の設置管理条例で規定するものとする。ただし、現在の各施設の指定期間は3～5年となっているが、正規職員の雇用などの面で指定管理者側にリスクがあるため、現に指定管理者となっているものに、公募による指定から10年を超えない期間内で、引き続き管理を行わせることが適当な場合に公募によらず指定管理候補者を選定できることとしている（境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第4号に規定）。

②利用料金制

- 施設使用料については、制度上、利用料金として指定管理者に収受させることができ、また収受させないこともできる。利用料金制を採用した場合は、条例で規定した使用料の範囲内の額で指定管理者が柔軟に料金設定をすることが可能となり、集客力を向上させるインセンティブとなることや、使用料の歳入調定事務が不要となって事務の効率化につながることから、積極的に利用料金制を導入することとする。
- 利用料金制をとるか否かは、施設の特性に応じて判断すべきであるが、駐車場等の収益性の高い施設については原則として利用料金制をとるものとし、公益性が高く、政策的に減免制度などを導入している施設等については、利用料金制をとらないこともできるものとする。なお、利用料金制をとった場合、利用料金は公金ではなくなり、指定管理者が自由に使える資金となる。
- 利用料金制をとる施設について、利用料金収入が見込みに達しなかった場合、その差額について、市は原則補填しない。ただし、施設を取り巻く環境の変化など、指定管理者の責に帰すべき事由によらないときは、この限りでない。
- 利用料金制をとる施設について、指定管理者制度導入時など、実績が見込みを大幅に上回る可能性がある場合、協議により市に納入させることができることとし、協定に盛り込むこととする。

- e) 利用料金制をとる施設のうち、本市の政策として使用料減免を規定している施設について、減免措置者の施設利用によって指定管理者の収益へ著しく悪影響を及ぼしていると認められる場合は、減免に係る減収額の一部または全額を補填することができるものとする。その額は利用実態に基づいた適正な額としなければならない。

③業務の範囲

- a) 指定管理者に行わせる業務の範囲は、各施設の設置管理条例に規定することにより、利用許可等の具体的な行為を行わせることができるものであり、必要な場合は、施設の管理だけではなく、施設の修繕、機器の更新、催事等の企画運営等も含めることができることとし、業務内容を条例、協定書等に規定するものとする。
- b) 施設の利用促進に必要と認められる場合は、施設内での飲食物や物品等の販売を認めることとする。ただし、公の施設の目的外使用に該当する場合は、指定管理者に行政財産の目的外使用の許可を別途取得させなければならないものとする。
- c) 清掃や警備などの個々の具体的業務について、指定管理者が第三者に再委託することはできるが、指定管理者が行う業務すべてを再委託することはできない。禁止事項として協定に盛り込むものとする。
- d) 次に掲げる行為は本市のみ行うことができることなので、指定管理者に行わせることができない。
- ・ 使用料の強制徴収（法第231条の3）
 - ・ 施設の目的外使用許可（法第238条の4第7項）
 - ・ 不服申し立てに対する決定（法第244条の4）

(3) 申請者の資格

申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、公の施設ごとに定める。

ア 施設の管理運営能力を有する法人その他の団体または複数の団体で構成されたグループであること（法人格の有無は問わない。個人は不可）。なお、グループ申請の場合の留意事項は、次のとおり。

- ・ グループの名称、代表する法人その他の団体を定めること。
- ・ 申請後の代表団体、構成団体の変更は、原則として認めない。
- ・ 構成団体についても、ウの事項を満たしていること。
- ・ 同じ募集区分において、別のグループを構成団体となる、または単独で申請することはできない。
- ・ グループの概要が分かる書類（グループ・代表団体・構成団体の名称、所在地、連絡先、当該グループに係る協定書等）を提出すること。

- ・指定申請書、事業計画書、収支予算書以外の書類については、構成団体ごとに提出すること。

イ 境港市内に事務所・事業所を置いているもの、または指定管理者の指定を受けた後、指定管理開始までに事務所・事業所を置こうとするもの（グループ申請の場合は、代表団体が満たしていること。）。

ウ 法人その他の団体またはその代表者が、次に該当しないこと。

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・会社更生法、民事再生法の規定に基づき、更生または再生手続をしている者
- ・地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11において準用する場合を含む。）の規定により、境港市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その処分の日から2年を経過しない者、指定管理候補者として失格とされた日から2年を経過しない者または指定管理候補者に申請したが、著しく不相当と認められる事情により失格とされた日から2年を経過しない者
- ・境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者。
- ・拘禁刑以上の刑の執行を終わってから、または執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者。（拘禁刑以上の刑には、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の法律に規定する懲役刑又は禁固刑を含む。）
- ・境港市税等を滞納している者。ただし、市外の法人その他の団体にあつては、当該団体が所在する市区町村税等を滞納している者
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ・政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする団体

（4）申請書類の提出及び受理について

ア 申請者が申請を行うときは、申請書その他必要書類を書面で提出するものとし、提出期限は募集要項記載のとおりとする。

イ 申請者受付に当たっては、募集期限到来時まで、申請者の有無についての照会には一切応じないものとする。

3. 選定について

(1) 選定基準

選定基準は、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条に規定する以下の基準により、施設の特色等を踏まえ、公募する施設ごとに設定するものとする。

- ・施設の平等な利用を確保できること。
- ・施設の効用を最大限に発揮させるとともに、施設の管理に係る経費の縮減が図られること。
- ・施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みであること。
- ・施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがないと認められること。

(2) 指定管理候補者選定委員会による選定

ア 指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定管理候補者の選定手続きの公平性・透明性を確保するため、副市長及び選定対象となる公の施設を所管する教育長又は部長の内部委員と識見を有する外部委員で組織し、審査を行う。

イ 選定委員会は6名以内で組織し、そのうち3名程度を外部委員としなければならない。なお、外部委員への報償費は、予算の範囲内で総合政策課から支出する。

ウ 選定委員会による審査の前に、指定管理者を募集する施設管理担当課は、募集要項、募集仕様書及びその他関係書類と照らし合わせ、申請者から提出された事業計画書等に矛盾等がないか審査するものとする。

エ 申請が2者以上ある場合は、選定基準に基づく採点方式により、最も点数が高い者を選定し、申請が1者しかなかった場合及び公募を行わなかった場合は、選定基準を満たしているかどうかを判断し、選定するものとする。

オ 選定委員会の会議は、非公開とする。

(3) 指定管理候補者の選定

ア 指定管理候補者の選定は、選定委員会の報告に基づき、市長が行うものとする。

イ 指定管理候補者の選定結果は、全ての申請者に通知するものとする。

(4) 公募によらない選定

次の場合は、公募によらないで選定できるものとする（境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条に規定）。

- a) 公募に対し申請する団体等がなかったとき。
- b) 申請団体等の中に指定管理候補者として適当な団体等がないと認めるとき。
- c) 指定管理候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- d) 指定管理者が、その指定を取り消されたとき。
- e) 指定管理者による施設の管理が適正に行われ、当該指定期間の満了後引き続き当該指定管理者に管理を行わせることが適当であり、かつ、指定期間が公募による指定から連続して10年を超えない期間内であるとき。
- f) 当該施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認められるとき。
- g) 専門的または高度な技術を有する法人、その他の団体等が客觀的に特定されるとき。

4 指定管理者の指定の議決について

指定管理候補者を選定したときは、法第244条の2第6項に基づき、議会の議決を得るための手續きを速やかに進めることとし、原則として、候補者を決定した後の直近の定例議会での議決を得ることとする。なお、議決を要する事項は次のとおりである。

- ・ 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
- ・ 指定管理候補者の名称
- ・ 指定期間

5 協定の締結について

(1) 議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定したときは、施設の管理全般について協定を締結しなければならない。

(2) 次に掲げる事項等について、指定管理者と協定を締結する。指定期間全体に及ぶ事項については基本協定、毎年度取り決める必要がある事項については年度協定とするものとする。

①事業計画書に記載された事項

申請に際し事業提案された計画書の内容に基づいて、管理運営に係る実施事項等を協定する。

②利用料金に関する事項

利用料金制をとるのかどうか。利用料金制をとらない場合、使用料の本市への収納についてどうするか、使用料減免の扱いをどうするか等について協定する。

なお、使用料の徴収を指定管理者に任せる場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収または収納の事務を委任することとなる。なお、使用料は原則として月ごとに納入するものとする。

③市が支払うべき管理の費用に関する事項

指定管理者へ支払うべき額、支払い回数、支払い月及び精算が必要な場合は、その内容等について協定する。

④事業報告書に関する事項

事業の終了後、毎年度、事業報告書の提出が必要であり、その内容、時期等を協定する。（法第244条の2第7項）

また、令和7年4月1日より市が別に定める「境港市指定管理者制度適用施設モニタリング基本方針」に基づき、モニタリングを実施し、その結果をホームページ等で公開することについて、協定で指定管理者に認識させるものとする。

⑤指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

管理開始後の適正な管理運営のために、管理運営に改善が必要と認められる場合は、改善の指示を行うことが必要である。適正な管理を行わない場合は、指定取り消しや停止等あり得ることを、協定で指定管理者に認識させるものとする。

⑥管理に関し保有する情報の公開に関する事項

指定管理者の業務状況、施設の管理状況等について、積極的に情報公開を行うよう求めておくものとし、協定する。

⑦管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項

施設利用者に係る個人情報の適切な取り扱い及び保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な個人情報保護の措置を講じるよう協定する。

※境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）は、令和5年4月1日に廃止されました。

⑧損害賠償等（リスク分担）に関する事項

指定期間中に発生するおそれのあるリスクに関し、本市と指定管理者がどのようにリスクを分担するかを予め決めておく必要があることから、主なリスクである次の項目について、施設ごとに協定する。

- ・災害等の発生
- ・施設損傷
- ・第三者への賠償
- ・その他

⑨権利・義務の譲渡の禁止に関する事項

指定管理者が行う業務すべてを再委託することはできないので、禁止事項として協定する。

⑩その他必要事項

以上のほか、協定締結が必要と考えられる事項については、総合政策課から施設管理担当課へ随時連絡を行う。

6 その他の留意事項について

(1) 市民への情報提供

指定管理者の指定の告示を行い、また、指定管理者へ移行する施設へ張り紙で掲示するなど、利用者である市民等への十分な情報提供を行わなければならない。

(2) 指定の取り消しまたは業務の停止

指定管理者が指示に従わない場合や管理継続が適当でないと認められるときは、指定の取り消しまたは期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命じることができる。この場合、施設管理担当課は、市長の決裁を受けて行うものとする。

V 参考資料

○境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年3月30日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる施設)

第2条 指定管理者に管理を行わせることができる公の施設については、それぞれの公の施設の管理に関する条例の定めるところによる。

(指定管理者の公募)

第3条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する市長等の指定する日までに、申請しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

2 前項の規定は、既に指定を受けている公の施設において、その指定期間の満了後の再指定を受けようとする場合について準用する。

(指定管理候補者の選定)

第5条 市長等は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）を選定するものとする。

(1) 前条第1項第1号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、当該申請に係る公の施設の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が当該申請に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、当該申請に係る公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであり、又は確保できる見込みがあること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該申請に係る公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがないと認められること。

(公募によらない指定管理候補者の選定)

第6条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者を選定することができる。

- (1) 第4条の規定による申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理候補者を選定することができなかつたとき。
- (2) 指定管理候補者を指定管理者として指定することができなくなり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (3) 指定管理者が、その指定を取り消されたとき。
- (4) 指定管理者による施設の管理が適正に行われ、当該指定期間の満了後引き続き当該指定管理者に管理を行わせることが適当であり、かつ、指定期間が公募による指定から連続して10年を超えない期間内であるとき。
- (5) 公の施設の性質、規模等を考慮する必要があるときその他市長等が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長等は、選定を行おうとする法人等と協議し、第4条第1項各号の書類の提出を求め、前条各号に掲げる基準に照らし総合的に判断し、当該法人等を指定管理候補者に選定するものとする。

(指定管理者の指定等)

第7条 市長等は、前2条の規定により選定した指定管理候補者について、議会の議決を得たときは、指定管理者に指定するものとする。

(協定の締結)

第8条 市長等は、指定管理者と当該公の施設（以下「管理施設」という。）の管理に関する協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該指定を取り消された日までの期間について事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長等は、管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長等は、指定管理者が第5条の基準に満たないと認められるとき、前2条及び第13条第1項の規定に従わないとき又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部

の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務等)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定が取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理を行わなくなった管理施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、故意又は過失によりその管理施設の施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又は管理施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、境港市個人情報保護条例（平成11年境港市条例第13号）第11条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(情報の開示)

第14条 指定管理者は、境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）の趣旨にのっとり、管理施設の管理に関して保有する情報の開示に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2～4 (略)

附 則（平成23年12月28日条例第15号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年3月30日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年境港市条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、条例第3条に規定する指定管理者の公募をするに当たっては、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、市報又はインターネット等を利用して広く周知に努めるものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定の期間
- (4) 申請の方法

(申請の手續)

第3条 条例第4条第1項の規定による指定管理者の指定の申請は、指定申請書(様式第1号)によるものとする。

2 条例第4条第1項第1号の事業計画書は様式第2号に、同号の収支予算書は様式第3号によるものとし、指定の期間内における各年度分について提出するものとする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる会計書類
- (3) 役員等名簿(様式第4号)
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(添付書類の特例)

第4条 申請者において前条第2項の要件を満たす事業計画書及び収支予算書を作成した場合は、これをもって様式第2号及び様式第3号に代えることができる。

(協定の締結事項)

第5条 条例第8条の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用に係る料金に関する事項
- (3) 事業計画書及び事業報告書に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- (5) 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 施設の管理上、市に生じた損害賠償に関する事項
- (8) その他市長等が必要と認める事項

(事業報告書の記載事項)

第6条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該公の施設(以下「管理施設」という。)の管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理施設の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項
(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

境港市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

指 定 申 請 書

下記の施設について、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

記

1 施設名

添付書類

- 1 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- 3 その他の団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる会計書類
- 4 役員等名簿（様式第4号）
- 5 その他市長が特に必要と認める書類

境港市

に関する事業計画書

1 申請者に関する事項

団体名			
代表者名		設立年月	
所在地			
電話番号		F A X 番	
メールアドレス			

現在運営している類似施設	所在地	主な業務内容	運営開始年月	
			開始	年月
			開始	年月
			終了	年月
			開始	年月
			終了	年月
			開始	年月
			終了	年月
			開始	年月
			終了	年月

2 事業計画

(1) 管理運営を行うに当たっての経営方針について

ア 団体の経営方針等

イ 指定管理者の指定を申請したい理由

ウ 施設の現状に対する考え方及び将来展望

(2) 安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について

(3) 施設の管理について

ア 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図を含む。）

イ 職員の研修計画

ウ 経理

(4) 施設の運営について

ア 年間の自主事業計画

自主事業計画書（ 年度）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

- イ サービスを向上させるための方策

 - ウ 利用者等の要望の把握及び実現策

 - エ 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

 - オ その他（地域との連携、他施設との連携等）
- (5) 個人情報の保護の措置について
- (6) 情報開示の措置について
- (7) 緊急時対策について
- ア 防犯、防災の対応

 - イ その他、緊急時の対応
- (8) その他（特記すべき事項があれば記入してください。）

様式第3号（第3条関係）

の管理に関する業務の収支予算書（ 年度）

（単位：千円）

		内 訳	備 考
収 入 合 計			
項 目			
支 出 合 計			
項 目	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
収 支 (A) -			

※1年間（12月）の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

自主事業予算書（ 年度）

団体名

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収 入		支 出		
	③ 1人あたり参加		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他

※事業ごとに別紙に記載してください。

様式第4号（第3条関係）

役員等名簿

名称又は会社名		
所在地		
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日

備考

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあっては当該個人）の氏名、生年月日を記載してください。
- 提出にあたっては、氏名、生年月日等の個人情報、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第5号に規定する要件の確認のために提供され利用されることについて、当該名簿に記載されている者の同意を取ってください。
- この名簿は、2に掲げる要件の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

年 月 日

境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第5号に規定する要件を確認するため、境港警察署へ照会されることに役員等を代表して同意します。

代表者職氏名

印

指定管理者決定スケジュール例（公募の場合）

※12月議会へ議案上程の場合

時 期	内 容	
8月 月上旬	公募・非公募の決定（決裁は施設管理担当課）	【施設管理担当課】 【総合政策課】
8月 中旬	・市報、ホームページでの募集原稿作成 ・募集要項等（選定基準も含む。）の作成	【施設管理担当課】 ※総合政策課合議
9月 月上旬	指定管理者募集開始 ・公告 ・市報9月号発行（募集記事掲載） ・ホームページ公開（募集要項）	【施設管理担当課】
10月 中旬	・「指定管理者指定申請書」の提出期限 受付 ※募集期間は1ヶ月以上	【施設管理担当課】
10月 中旬	・指定管理候補者選定委員会開催通知 発送 ・申請団体へ選定委員会への出席を通知	【総合政策課】
10月 下旬	・委員へ申請書等資料を事前送付	【総合政策課】
11月 月上旬	・指定管理候補者選定委員会 （団体からのプレゼンテーション・ヒアリング、審査）	【総合政策課】 【施設管理担当課】
11月 月上旬	・選定結果の報告（選定委員会から市長へ）	【総合政策課】
11月 中旬	・選定結果の通知（市長から申請団体へ） ・選定結果の報告（市長から市議会議員へ） ※教育委員会所管施設の場合は、市長から教育長を経て 教育長から申請団体へ選定結果を通知 議案提出	【総合政策課】 【施設管理担当課】 【施設管理担当課】
12月	12月定例市議会 ・指定管理者の指定議決・債務負担行為 ・議会議決結果の通知（市長から指定管理候補者へ） ※教育委員会所管施設の場合は、教育長から指定管理 候補者へ議決結果を通知	【施設管理担当課】 【施設管理担当課】 【施設管理担当課】
翌1月 ~	協定書の内容協議	【施設管理担当課】
3月	3月定例市議会 指定管理者の新年度予算議決	【施設管理担当課】
4月1日 ~	協定書締結 指定管理者制度による管理代行の開始	【施設管理担当課】

指定管理者決定スケジュール例（非公募の場合）

※12月議会へ議案上程の場合

時 期	内 容	
8月 上旬	・公募・非公募の決定（決裁は施設管理担当課）	【施設管理担当課】 【総合政策課】
10月 上旬	・募集要項等の作成・送付 ・選定基準の作成 ・指名指定通知（募集要項提出を依頼分の中に、指定指名の文言を入れるか、別途指名指定通知を出すこと）	【施設管理担当課】 ※総合政策課合議
10月 中旬	・「指定管理者指定申請書」の提出期限 受付	【施設管理担当課】
10月 中旬	・指定管理候補者選定委員会開催通知 発送 ・申請団体へ選定委員会への出席を通知	【総合政策課】
10月 下旬	・委員へ申請書等資料を事前送付	【総合政策課】
11月 上旬	・指定管理者候補選定委員会 （団体からのプレゼンテーション・ヒアリング、審査）	【総合政策課】 【施設管理担当課】
11月 上旬	・選定結果の報告（選定委員会から市長へ）	【総合政策課】
11月 中旬	・選定結果の通知（市長から申請団体へ） ・選定結果の報告（市長から市議会議員へ） ※教育委員会所管施設の場合は、市長から教育長を経て教育長から申請団体へ選定結果を通知 議案提出	【総合政策課】 【施設管理担当課】 【施設管理担当課】
12月	12月定例市議会 ・指定管理者の指定議決・債務負担行為 ・議会議決結果の通知（市長から指定管理候補者へ） ※教育委員会所管施設の場合は、教育長から指定管理候補者へ議決結果を通知	【施設管理担当課】 【施設管理担当課】 【施設管理担当課】
翌1月～	協定書の内容協議	【施設管理担当課】
3月	3月定例市議会 指定管理者の新年度予算議決	【施設管理担当課】
4月1日～	協定書締結 指定管理者制度による管理代行の開始	【施設管理担当課】